

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 2 月 28 日

パス株式会社
株式会社三和製作所

2025 年 2 月 28 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

パス株式会社

代表取締役 高橋 勇造

神奈川県横浜市港北区綱島六丁目 12 番 34 号

株式会社三和製作所

代表取締役 齋藤 雄一郎

パス株式会社（以下「パス」といいます。）と株式会社三和製作所（以下「三和製作所」といいます。）は、2025 年 1 月 27 日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 2 月 28 日を効力発生日として、パスを株式交換完全親会社、三和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2025 年 2 月 28 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1） 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った三和製作所の株主はありませんでした。

（2） 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第 785 条の規定に基づく請求を行った三和製作所の株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件株式交換は簡易株式交換であり、パス株主による株式買い取り請求はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項）

本件株式交換によりパスが取得した三和製作所の株式の数は普通株式 800 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) パスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したパスの株主はございません。

(2) 三和製作所は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 1 月 27 日開催の臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

(3) パスは、本株式交換に際して、本株式交換によりパスが三和製作所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の三和製作所の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する三和製作所の普通株式 1 株につきパスの普通株式 1,201.9 株の割合をもって割当交付いたしました。パスが割当交付した普通株式の合計は 961,520 株です。

(4) 本株式交換により増加したパスの資本金および準備金は以下のとおりです。

① 資本金 : 0 円

② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額

③ 利益準備金：0 円

以 上